

会員通知 第33号
平成22年 3月18日

会員代表者各位

証券会員制法人札幌証券取引所
理事長 伊藤義郎

金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部改正
に伴う「受託契約準則」等の一部改正について

本所は、別紙のとおり「受託契約準則」等の一部改正を行い、平成22年4月1日から施行しますので、御通知いたします。

今回の改正は、「平成21年金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成21年法律第58号）における「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（平成21年内閣府令第43号）が本年4月1日に施行されることに伴い受託契約準則等について、所要の改正を行うものです。

改正の概要は、以下のとおりです。

受託契約準則及び信用取引口座設定約諾書において引用している、金融商品取引業等に関する内閣府令の条文番号の改正を行います。

以上

金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正に伴う
「受託契約準則」等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1. 受託契約準則の一部改正新旧対照表…………… 1
2. 信用取引口座設定約諾書の一部改正新旧対照表…………… 2

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(発行日決済取引の委託についての約諾書の差入れ)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 顧客は、前項の規定による約諾書の差入れに代えて、正会員からその用いる電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって金融商品取引業等に関する内閣府令第57条の3に定める方法と同様の方法をいう。以下同じ。）の種類及び内容を提示され、正会員に書面又は電磁的方法による承諾をした場合には、電磁的方法により、当該約諾書の内容を承諾した旨を正会員に通知することができる。この場合において、当該顧客は、当該約諾書を正会員に差し入れたものとみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成22年4月1日から施行する。</p>	<p>(発行日決済取引の委託についての約諾書の差入れ)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 顧客は、前項の規定による約諾書の差入れに代えて、正会員からその用いる電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって金融商品取引業等に関する内閣府令第60条に定める方法と同様の方法をいう。以下同じ。）の種類及び内容を提示され、正会員に書面又は電磁的方法による承諾をした場合には、電磁的方法により、当該約諾書の内容を承諾した旨を正会員に通知することができる。この場合において、当該顧客は、当該約諾書を正会員に差し入れたものとみなす。</p> <p>3 (略)</p>

信用取引口座設定約諾書の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(電磁的方法による書面の授受)</p> <p>第25条 貴社は、その用いる電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって金融商品取引業等に関する内閣府令第57条の3に定める方法と同様の方法をいう。以下同じ。）の種類及び内容を提示し、私の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合には、第3条第2項、第18条及び第19条に規定する書面（印章又は署名鑑の変更に係るものを除く。）の受入れに代えて、電磁的方法により、当該書面によるべき同意を得ること又は報告若しくは届出を受けることができること。この場合において、貴社は私から当該書面によるべき同意を得たもの又は報告若しくは届出を受けたものとみなされること。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成22年4月1日から施行する。</p>	<p>(電磁的方法による書面の授受)</p> <p>第25条 貴社は、その用いる電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって金融商品取引業等に関する内閣府令第60条に定める方法と同様の方法をいう。以下同じ。）の種類及び内容を提示し、私の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合には、第3条第2項、第18条及び第19条に規定する書面（印章又は署名鑑の変更に係るものを除く。）の受入れに代えて、電磁的方法により、当該書面によるべき同意を得ること又は報告若しくは届出を受けることができること。この場合において、貴社は私から当該書面によるべき同意を得たもの又は報告若しくは届出を受けたものとみなされること。</p> <p>2 (略)</p>